

報 告 第 1 1 号

専決処分事項の報告の件

令和8年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 7 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 6 号

市長専決処分の件

令和 8 年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 7 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 8 年度敦賀市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,216,441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

2 歳入

(款) 57 繰越金

(項) 5 繰越金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
57 繰越金	136,747	3,000	139,747			
5 繰越金	136,747	3,000	139,747			
3 繰越金	136,747	3,000	139,747	5 繰越金	3,000	1 繰越金

3 歳出

(款) 30 教育費

(項) 30 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
30 教育費	6,254,032	3,000	6,257,032		3,000			
30 保健体育費	575,330	3,000	578,330		3,000			
6 体育振興費	40,294	3,000	43,294		3,000	7 報償費	3,000	1 全国高等学校野球選手権大会出場激励費 3,000 報償費 (3,000)